子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための
２０２７年度政府予算に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障することが困難な状況となっています。子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は２０２８年度までに３５人に引き下げられます。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げを含め、少人数学級について検討することが必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、２００６年度に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

つきましては、子どもたちのゆたかな学びを実現するため、国会及び政府においては、学校現場及び地方教育行政の実情を十分に踏まえ、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じることを強く要請いたします。

記

１．教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
２．子どもたちのゆたかな学びを保障するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など教職員定数改善を推進すること。
３．小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

兵庫県明石市議会